

(案)

薬生発●●第●号
平成29年●月●日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施について

標記事業について、別紙「平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施要綱

第 1 目的

平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業（以下「本事業」という。）は、厚生労働省が平成 27 年 10 月 23 日に公表した「患者のための薬局ビジョン」を推進することで、地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たすことを目的とする。

第 2 事業実施者

本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業を再委託することができる。

第 3 事業内容

1 実施すべき事業について

本事業の実施者は、薬剤師・薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業の実施に加え、

- 本事業の周知
- 本事業の成果の把握
- 本事業の報告書の作成及び成果等の情報発信
- 本事業の成果を活用した都道府県内における類似の取組の横展開を行うこととする。

(1) モデル事業の実施

事業実施者である都道府県が中心となり、地域の薬剤師会、医師会等の関係機関とも協力しながら、以下の①～④の 4 つの事業メニューより地域の実情に応じた事業メニューを選択する。その上で、具体的な内容について実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施する。

本事業は、それぞれの事業メニューに掲げる目的及び内容を参考に行うこととする。

① 地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業

目的： 「患者のための薬局ビジョン」の「2 薬局再編の全体像」の「(4) 薬局間の連携・再編」の項などの記載を踏まえ、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携や薬局と地域の医療介護関係機関との連携を推進することにより、地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能を強化する。

内容： かかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化のため、地域の現状・課題を

把握し、その地域の特性に応じた適切な連携を進める。具体的には、地域の薬局が連携して 24 時間対応が可能な輪番体制を構築することや、薬剤師・薬局の不足している地域における調剤応需体制の確保のための仕組み作り等が考えられる。なおその際には、かかりつけ薬剤師・薬局以外で薬剤が交付された場合に、かかりつけ薬剤師・薬局における服薬情報の一元的・継続的把握等が可能となるよう、適切な協力体制を構築することや、かかりつけ薬剤師・薬局を選んでいる患者に対して、その意義・役割や適切な選び方を説明するなど、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促す取組を実施する。

② 多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業

目的： 「患者のための薬局ビジョン」の「1 かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能」の「(4) かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき 3 つの機能」の「②24 時間対応・在宅対応」の項などの記載を踏まえ、かかりつけ医を中心に多職種連携（訪問看護師、介護支援相談員等）を行いつつ、薬局による在宅医療サービスを提供する取組を推進する。

内容： 地域包括ケアシステムの現状を把握し、その中で、患者や多職種からの薬物療法に関する相談、調剤の求めに応じる体制を確保する。また、在宅患者における服薬アドヒアランスの向上、残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組（在宅訪問による服薬状況のフォローアップ等）など医薬品の適正使用への積極的な取組を実施する。なお、入院患者が退院後に在宅医療を受ける場合における医療機関と薬局の連携も含むものとする。

また、地域における多職種連携に係る課題を把握し、薬剤師・薬局が他の医療職、介護職と連携するための具体的な方策を講じる。そのため、市町村や関係団体との協力関係を構築して実施する。

③ 電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康サポート推進事業

目的： 「患者のための薬局ビジョン」の「2 ICT を活用した服薬情報の一元的・継続的把握の推進」の「(2) 電子版お薬手帳の活用推進」の項、「電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討事業報告書」の「2. 検討内容」の「(5) 電子版お薬手帳に期待される健康サポート機能」の項の記載を踏まえ、電子版お薬手帳の活用を地域の中で推進し、患者が自らの薬に関する記録や様々な健康情報（食事・運動情報）などを一元管理し、自らの健康管理に役立てるとともに、医薬関係者が服薬情報を共有することにより、電子版お薬手帳を活用した健康サポート機能の取組を推進する。

内容： 地域住民、医薬関係者に対して電子版お薬手帳の普及を推進するとともに、地域医療情報連携ネットワークで共有される診断情報・検査情報も含めた患者情報と電子版お薬手帳に掲載される情報の連携を推進する。薬局では、これらの情報を活用し、患者の薬物療法の有効

性・安全性の向上につながる取組を実施する。また、電子版お薬手帳を様々な健康情報の一元管理のためのツールとして活用することで、地域における健康サポートの取組を推進する。

④ 薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり推進事業

目的： 「患者のための薬局ビジョン」の「1 かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能」の「(1) かかりつけ薬剤師・薬局の意義」の項などの記載を踏まえ、地域のかかりつけ医・かかりつけ歯科医をはじめとした多職種、他機関と連携し、薬局以外の場所におけるお薬・健康相談の実施等を行うことで、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する。

内容： 地域のかかりつけ医・かかりつけ歯科医をはじめとした多職種、医療・介護関連機関や関連部局や市町村といった行政機関と連携してお薬・健康相談を実施し、地域住民の健康づくりを推進する。この際、医薬品の安全使用や、かかりつけ薬剤師・薬局の意義・役割を説明することにより、その普及に努める。なお、単にお薬・健康相談を実施することだけで事業を終えるのではなく、これらの相談の結果、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化につながる取組を行うこと。

(2) 本事業の実施の周知

本事業の実施にあたっては、地域の広報誌、ホームページ等を十分に活用するとともに、各種の報道機関等に対しても資料を提供すること等により協力を求め、地域住民等に対し効果的に本事業を周知すること。また、テレビ・ラジオの提供番組、新聞等の広告紙面等を利用して本事業を周知することが望ましい。

(3) 本事業の実施の成果の把握

本事業の実施にあたっては、各事業メニューに応じた取組の成果を把握し、薬局における取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること。なお、成果については、説明会や研修等の開催や参加人数のみとせず、患者の行動や医学・薬学的な評価等を把握するようにすること。

例) ・かかりつけ薬剤師・薬局を選択した患者数の変化

- ・在宅における残薬の管理や不適切な多剤投薬の整理に関する成果
- ・電子版お薬手帳対応薬局・医療機関数の増加数
- ・お薬・健康相談による新規検診受診患者数、受診勧奨患者数 等

(4) 本事業の報告書の作成及び実施成果等の情報発信

本事業の実施後、事業の内容、効果及び今後横展開していくための方策、課題や改善点を含んだ報告書(任意様式)を作成すること。また、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信すること。情報発信の時期については平成30年度以降に行うことになっても差し支えないが、

その際は、実施予定の情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ① 報告書のホームページへの掲載等による情報発信
- ② 地域の薬剤師会等の勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- ③ 医学薬学等に関する学会における発表や学術論文の投稿

(5) 本事業の成果を活用した類似の取組の横展開

本事業の実施後、都道府県内で同様の課題を抱えている他の地域において、類似の取組を実施し、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化を推進すること。また、他の都道府県等からの求めに応じて、知見等を提供すること。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこととする。

- (1) 本事業は、「患者のための薬局ビジョン」、「電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討事業報告書」等厚生労働省の施策を踏まえた事業を実施すること。また、単に形式的な窓口の設置、各メニューに関する研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業とならないよう、地域における課題を踏まえた実効性のある取組を行うこと。
- (2) 本事業の実施においては、薬局、医療機関、介護関係機関、薬剤師会又は医師会といった関連団体及び関係市町村等との連携を構築しながら、事業を進めること。また、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を中心とした医療関係者、介護関係者等の多職種連携を構築しながら、事業を進めること。
- (3) 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。
- (4) 本事業は、従前に行われているような取組ではなく、地域において先行的な取組などのモデルとなる事業を実施することを求めるものである。よって、在宅業務、残薬管理、電子版お薬手帳等の既に調剤報酬で評価されている業務に関する事業を行う場合は、単にその地域でこれらの取組が実施されていないことを理由にするのではなく、既存の業務を実施する際の課題、本事業により当該課題にどのように対応するのか等を具体的に明記すること。
- (5) 本事業を踏まえ、都道府県内で次年度以降広く横展開していく方法を検討すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。

2 上記第3 1(4)で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。

3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

4 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、平成29年●月●日より適用する。

(案)

事務連絡
平成 29 年〇月〇日

都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業について

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度の予算事業として、患者のための薬局ビジョン推進事業（以下「本事業」という。）を行う予定であり、「平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施について」（平成 29 年●月●日薬生発●●第●号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において実施要綱を示したところです。つきましては、下記にしたがい、期限内に事業応募書等の提出をお願いいたします。

なお、御不明な点等がございましたら、【提出先・照会先】までご照会下さい。

記

1. 提出書類等

(1) 提出書類、部数及び提出方法

書面により、以下のア～オを各 1 部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者へ提出してください（郵送）。

また、ア～オの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事業内容担当者へ提出してください（メール）。

複数の事業メニューに応募する際は、実施要綱第 3 の 1 (1) ①～④の事業メニューごとにア～オの提出書類一式を作成してください。

ア 事業応募書

イ 平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施計画書（案）

ウ 平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業積算内訳書（案）

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、都道府県名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

(2) 提出期限

平成 29 年 3 月 28 日 (火) 必着

2. 交付予定額

以下の事業メニューごとの各金額を目安に、交付要綱に基づき決定された金額を交付します。

- ① 地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業
5,000 千円
- ② 多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業
5,000 千円
- ③ 電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康サポート推進事業
10,000 千円
- ④ 薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり推進事業
5,000 千円

3. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、当省に設置する平成 29 年度患者のための薬局ビジョン推進事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、事業メニューごとにそれぞれ 7 都道府県を目安として採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(1) 審査手順

ア 書類審査

審査委員会により、3 (2) の審査項目に基づき書類審査を実施します（提出書類については、1 (1) の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。）。

イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、都道府県に対してヒアリング審査を実施します。

ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

(2) 審査項目

以下のア～イの事項において、総合的に優れている事業を採択します。

ア 実施予定の事業内容について

- ・ 「患者のための薬局ビジョン」等の厚生労働省の施策及び個別の事業メニューの目的に即しているか。
- ・ 「地域におけるこれまでの現状や課題を踏まえて事業を通じてどのように当該課題に取り組むか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「既存の薬剤師・薬局の業務に比べ、どれだけ先進的な取組を行う事業であるか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 単に形式的な窓口の設置、各メニューに関する研修会の実施及び啓発資料の配布のみの事業ではなく、「事業実施地域において事業後も継続的にかかりつけ薬剤師・薬局としての機能の向上効果が期待できるか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「事業内容が地域の医療提供体制の確保にもたらした効果や事業内容に対する地域の住民・関連団体からの評価を事業の実施成果としてどのように把握するか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「次年度以降、事業実施都道府県内において、どのように広く事業展開していくか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「事業の実施に際して、都道府県薬務主管課が主体的に関わり、関連部局や関連市町村と連携するほか、薬局、医療機関、介護施設、薬剤師会及び医師会といった地域の関連団体等との連携・調整をどのように行うのか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 前年度の患者のための薬局ビジョン推進事業に採択された都道府県においては、同様のテーマで応募する場合、「前年度に採択された内容を単に継続するものではなく、何を新たな課題とし、どのように当該課題に取り組むか」ということを明確かつ具体的に示しているか。

イ 事業の周知方法及び成果等の情報発信について

- ・ 「事業の実施に際して、地域の医療関係者、住民等に対し、どのように事業を広く周知するか」を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「事業の実施成果について、他の都道府県や関連団体等が類似の取組を実施可能となるよう、どのように広く情報発信を行うか」を明確かつ具体的に示しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した都道府県に対して通知する予定です。なお、本審査による採択に

については、予算が成立しなかった際は無効となります。

4. 留意事項

- (1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱及び実施要綱を参照してください。
- (2) 積算内訳書（案）について、「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上することができます。
また、計上する場合には、個別の品目名を記載してください。
- (3) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。
- (4) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

5. 今後のスケジュール（案）

3月28日 各都道府県からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、2月中に事業内容担当宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

4月下旬 国において審査、採択・不採択の連絡

5月中旬 国から基準額通知の発出（内示）

5月末 交付申請書の締め切り

6月下旬 交付決定

【提出先・照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

手続担当：〇〇（内線〇〇）@mhlw.go.jp

事業内容担当：〇〇（内線〇〇）@mhlw.go.jp